

平成 25 年第 2 回定例
夕張市議会会議録
平成 25 年 6 月 20 日(木曜日)
午前 10 時 30 分開議

◎議事日程

- 第 1 議案第 3 号 夕張市税条例の一部改正について
議案第 4 号 夕張市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
議案第 5 号 夕張市国民健康保険条例の一部改正について
議案第 6 号 夕張市介護保険条例の一部改正について
- 第 2 議案第 7 号 夕張市生活館等設置条例の一部改正について
- 第 3 議案第 8 号 夕張市郷土文化施設設置条例の制定について
議案第 9 号 夕張市観光施設設置条例の一部改正について
議案第 10 号 夕張市石炭博物館設置条例の廃止について
- 第 4 議案第 11 号 平成25年度夕張市一般会計補正予算
議案第 12 号 夕張市医療費給付に関する条例の一部改正について
議案第 13 号 和解について
- 第 5 報告第 10 号 専決処分の報告について

◎出席議員 (9 名)

大 山 修 二 君
小 林 尚 文 君
高 間 澄 子 君
熊 谷 桂 子 君
高 橋 一 太 君
島 田 達 彦 君
藤 倉 肇 君
厚 谷 司 君

角 田 浩 晃 君

◎欠席議員 (なし)

午前 10 時 30 分 開議

●議長 高橋一太君 これより、平成 25 年第 2 回定例夕張市議会第 3 日目の会議を開きます。

●議長 高橋一太君 本日の出席議員は 9 名、全員であります。

●議長 高橋一太君 本日の会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定によりまして

大山議員

小林議員

を指名いたします。

●議長 高橋一太君 この際、事務局長から諸般の報告をいたします。

●事務局長 池下 充君 報告いたします。

参与並びに書記の職氏名についてであります、お手元に配付してありますプリントのとおりであります。

以上で報告を終わります。

「別紙」

市長 鈴木直道君

教育委員会委員長

氏家孝治君

選挙管理委員会委員長

佐藤憲道君

農業委員会会長 山田昇君

監査委員 板谷信男君

◎市長の委嘱を受けて出席した者の職・氏名

理事 叶野公司君

理事 高畠信次君

まちづくり企画室長

工藤学君

まちづくり企画室主幹

押野見 正 浩 君

まちづくり企画室主幹

佐 藤 学 君

総務課長 寺 江 和 俊 君

総務課主幹 鈴 木 茂 徳 君

総務課主幹 佐 藤 喜 樹 君

総務課主幹 奥 村 真 宏 君

財務課長 石 原 秀 二 君

財務課税務担当課長

三 浦 護 君

財務課主幹 田 中 満 穂 君

財務課主幹 大 島 琢 美 君

産業課長 木 村 卓 也 君

産業課主幹 武 藤 俊 昭 君

産業課主幹 堀 靖 樹 君

産業課主幹 茅 野 裕 喜 君

産業課主幹 志 賀 友 彰 君

建設課長 細 川 孝 司 君

建設課都市計画土木担当課長

熊 谷 修 君

建設課主幹 近 野 正 樹 君

建設課主幹 鳥 井 朗 君

上下水道課長 天 野 隆 明 君

上下水道課技術担当課長

小 林 正 典 君

上下水道課主幹 阿 部 和 之 君

市民課長 芝 木 誠 二 君

市民課主幹 千 葉 葉津乃 君

市民課主幹 小 松 政 博 君

市民課主幹兼南支所長

清 野 敦 子 君

保健福祉課長 及 川 憲 仁 君

保健福祉課生活福祉担当課長兼

福祉事務所長 板 垣 臣 昭 君

保健福祉課主幹 平 塚 浩 一 君

保健福祉課主幹 角 直 剛 君

会計管理者兼出納室長

熊 谷 禎 子 君

消防長 増 井 佳 紀 君

消防次長兼管理課長

石 黒 友 幹 君

◎教育委員会委員長の委嘱を受けて出席した者の職・氏名

教育長 小 林 信 男 君

教育課長 秋 葉 政 博 君

教育課社会教育担当課長

古 村 賢 一 君

教育課主幹 武 部 一 憲 君

◎選挙管理委員会委員長の委嘱を受けて出席した者の職・氏名

事務局長 寺 江 和 俊 君

◎農業委員会会長の委嘱を受けて出席した者の職・氏名

事務局長 武 藤 俊 昭 君

◎監査委員の委嘱を受けて出席した者の職・氏名

事務局長 池 下 充 君

◎本議会の書記の職・氏名

事務局長 池 下 充 君

主査 熊 谷 正 志 君

主査 志 茂 隆 君

●議長 高橋一太君 日程に入ります前に、案件の追加とその取り扱いについて、議会運営委員会委員長の報告を求めます。

厚谷委員長。

●厚谷 司君（登壇） 追加案件の提出にかかわり、その取り扱い等について協議のため、さきに議会運営委員会を開催しておりますので、その結果についてご報告申し上げます。

追加提出されることになりました案件は、まず本会議初日に可決されました議案第 1 号夕張市財政再生計画の変更についてが、総務大臣の同意を得られたことに伴う議案第 11 号平成 25 年度夕張市一般会計補正予算、議案第 12 号夕張市医療給付に関する条例の一部改正について並びに議案第 13 号和解につ

いての3議案のほか報告第10号専決処分の報告についてでありまして、これらの案件の取り扱いにつきましては、本日の会議に上程し、即決することとしたところであります。

この結果、本定例市議会における付議案件数は議案13件、諮問1件、報告10件の合わせて24件となるものであります。

以上で報告を終わります。

●議長 高橋一太君 ただいまの委員長報告のとおり取り扱うことと決定してご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがいまして、そのように取り扱ってまいります。

●議長 高橋一太君 本日の日程は、お手元に配付しているプリントのとおりであります。

それでは、直ちに日程にしたがいまして会議を進行いたします。

●議長 高橋一太君 日程第1、議案第3号夕張市税条例の一部改正について、議案第4号夕張市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、議案第5号夕張市国民健康保険条例の一部改正について、議案第6号夕張市介護保険条例の一部改正について、以上4議案一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

叶野理事。

●理事 叶野公司君（登壇） 議案第3号ないし議案第6号の4議案一括して提案理由をご説明申し上げます。

本4議案は、いずれも地方税法の改正に伴い、同法に準拠して提案しております市税及び各保険料の延滞金の割合に関する特例措置につきまして、当該改正に合わせ改めるため、それぞれ条例の一部改正をしようするものであります。

以上、議案第3号ないし議案第6号の4議案に関して、提案理由をご説明申し上げます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 高橋一太君 これより、質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決をいたします。

本4議案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがいまして、本4議案は、原案のとおり可決されました。

●議長 高橋一太君 日程第2、議案第7号夕張市生活館等設置条例の一部改正についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

叶野理事。

●理事 叶野公司君（登壇） 議案第7号夕張市生活館等設置条例の一部改正について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、夕張市末広生活館の指定管理者である末広生活館管理運営委員会から、施設の指定管理業務返上の申し出により、当該施設の指定管理を解除したことを受け、今後においても生活館としての活用が見込めないことから、条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 高橋一太君 これより、質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決をいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決をされま

した。

●議長 高橋一太君 日程第 3、議案第 8 号夕張市郷土文化施設設置条例の制定について、議案第 9 号夕張市観光施設設置条例の一部改正について、議案第 10 号夕張市石炭博物館設置条例の廃止について、以上 3 議案一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

叶野理事。

●理事 叶野公司君（登壇） 議案第 8 号ないし議案第 10 号の 3 議案一括して提案理由をご説明申し上げます。

本 3 議案は、我が国屈指の石炭鉱業都市として、日本の近代化等の原動力となり、大きな貢献を果たしてきた本市の石炭を中心とした産業や市民生活などの貴重な歴史と地域文化を後世に継承し、市民の教育・学術・文化及び地域の発展に寄与する施設として、石炭博物館を初め関係する既存の施設を郷土文化施設として位置づけるため、議案第 8 号のとおり、新たに夕張市郷土文化施設設置条例を制定するとともに、これに関連します条例の整備のため議案第 9 号夕張市観光施設設置条例の一部改正及び議案第 10 号夕張市石炭博物館設置条例の廃止をそれぞれ行おうとするものであります。

以上、議案第 8 号ないし議案第 10 号の 3 議案一括して提案理由をご説明申し上げました。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 高橋一太君 これより、質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決をいたします。

本 3 議案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本 3 議案は、原案のとおり可決されました。

●議長 高橋一太君 日程第 4、議案第 11 号平成 25 年度夕張市一般会計補正予算、議案第 12 号夕張市医療費給付に関する条例の一部改正について、議案第 13 号和解について、以上 3 議案一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

叶野理事。

●理事 叶野公司君（登壇） 議案第 11 号ないし議案第 13 号の 3 議案一括して提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第 11 号平成 25 年度夕張市一般会計補正予算であります。先般 6 月 18 日に総務大臣の同意が得られました夕張市財政再生変更計画に基づく補正を行おうとするものであります。

まず 1 ページ、第 1 条、歳入歳出予算の補正額 1 億 4,917 万 4,000 円の内訳につきまして、歳入歳出予算補正事項別明細の歳出からご説明申し上げます。

11 ページをごらんください。

2 款総務費、1 項総務管理費につきましては、専門技術職員採用に伴う人件費、本庁舎の修繕、市有財産関係評価実施に係る経費のほか、寄附金収入を幸福の黄色いハンカチ基金に、後年度財政負担が生じる経費を財政再生計画調整基金に積み立てる幸福の黄色いハンカチ基金助成金、コミュニティ助成事業に係る補助金及び新交通システム導入計画策定調査に係る経費を計上するものであります。

次に、13 ページをごらんください。

3 款民生費、1 項社会福祉費につきましては、医療費の負担軽減に伴う経費を増額計上するほか、デジタル放送移行に伴う有線共聴施設の設置に係る経費を計上するものであります。

14 ページをごらんください。

2 項児童福祉費につきましては、医療費の負担軽減に伴う経費を増額計上するものであります。

15 ページをごらんください。

3 項生活保護費につきましては、生活保護システム改修に伴う経費を計上するものであります。

16 ページをごらんください。

4 款衛生費、1 項保健衛生費につきましては、旧市立総合病院に係る医療訴訟和解金の経費及び保健福祉センターの設備等修繕に係る経費について計上するものであります。

17 ページをごらんください。

2 項清掃費につきましては、専門技術職員採用に伴う人件費を計上するものであります。

18 ページをごらんください。

5 款農林業費、1 項農業費につきましては、農地・水保全管理支払事業に係る事務費を増額計上するものであります。

19 ページをごらんください。

2 項林業費につきましては、専門技術職員採用に伴う人件費を計上するものであります。

20 ページをごらんください。

7 款土木費、5 項河川費につきましては、普通河川の災害復旧工事申請に係る事前災害調査に必要な経費を計上するものであります。

21 ページをごらんください。

8 款消防費、1 項消防費につきましては、初任教育課程受講経費及び臨時職員雇用に係る経費を計上するものであります。

22 ページをごらんください。

9 款教育費、1 項教育総務費につきましては、外国語指導助手任期満了に伴う帰国旅費について計上するものであります。

23 ページをごらんください。

3 項中学校費につきましては、校舎裏敷地陥没復元整備工事に伴う経費について計上するものであります。

24 ページをごらんください。

5 項保健体育費につきましては、文化スポーツセンターの設置修繕に係る経費について計上するものであります。

6 ページに戻りまして、歳入につきましては、歳出に関連する特別財源をそれぞれ関係科目に計上し、一般財源については財政調整基金により措置するも

のであります。

その結果、1 ページに記載のとおり、歳入歳出予算の総額は 102 億 9,447 万 1,000 円となるものであります。

次に、議案第 12 号夕張市医療給付に関する条例の 13 ページについてであります。本案は従前の北海道医療給付費用に基づいた医療給付に加え、就学前の児童に対する医療費の一部負担金を実質無料化とし、あわせて関係条文の整理を図るため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第 13 号和解についてであります。本案は、当市を被控訴人とする損害賠償請求公訴事件に関し、札幌高等裁判所の和解勧告に従い、その和解条項を議案に記載のとおり定めることについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

以上、議案第 11 号ないし議案第 13 号の 3 議案、一括して提案理由をご説明申し上げます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 高橋一太君 これより、質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決をいたします。

本 3 議案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがいまして、本 3 議案は、原案のとおり可決されました。

●議長 高橋一太君 日程第 5、報告第 10 号専決処分の報告についてを議題といたします。

理事者から説明を求めます。

叶野理事。

●理事 叶野公司君（登壇） 報告第 10 号専決処分の報告について、その内容をご説明申し上げます。

本報告は、市公用車が発生原因となる交通事故に

よる相手方車両に損害を与えたことによるその損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分したものであります。

よろしくご了承賜りますようお願い申し上げます。

●議長 高橋一太君 これより、質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでありますから、この程度で報告を終わります。

●議長 高橋一太君 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日の会議は、これをもって閉じます。

●事務局長 池下 充君 ご起立願います。

●議長 高橋一太君 これをもちまして、第 2 回定例夕張市議会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前 10 時 47 分 閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

夕張市議会 議 長 高 橋 一 太

夕張市議会 議 員 大 山 修 二

夕張市議会 議 員 小 林 尚 文